

1 性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金（令和5年度補正予算事業）

- 保育所等に対して、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室等の設置によるこどものプライバシー保護や保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる支援内容（保育の実践記録等）の記録などを行う設備等支援を通じて、性被害防止対策を行うことを目的とするもの。
- 補助基準額は1事業所あたり100千円

2 保育士宿舎借り上げ支援事業補助金

- 対象者が採用日から「6年以内」の常勤保育士等へ変更（経過措置あり）
- 対象事業所に小規模保育事業C型、家庭的保育事業を追加

3 保育体制強化事業補助金

- 「スポット支援員」を補助対象に追加

4 ICT化推進事業補助金

- 機能要件を追加（キャッシュレス決済に関する機能）